

目標3 次世代を思いやるまちに

地球温暖化をはじめとする環境問題は、国際的かつ広域的な対策のみならず、普段の私たちのライフスタイルを見直し、変えるだけでも、その解決に繋がるものです。

私たち一人ひとりが、自らの生活の場としての地域を地球規模の視野でとらえることのできる、いわば「地球市民」としての感覚を身に付け、環境に配慮した生活や経済活動を実践することが求められています。

このような観点において、美しい地球と環境の恵みを将来に継承することを目指し、省資源や省エネルギーをはじめ、再生可能エネルギーの導入・拡充など、地球環境問題の解決のための取組や、低炭素社会および循環型社会の構築を進めていきます。

方針 3 - 1 低炭素化に取り組むまち【上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

省エネルギー活動の実践、再生可能エネルギーの導入、3Rの推進など、市や地域でできる地球温暖化対策に、市民・事業者・行政が一体となって取り組みます。また、温暖化による被害を軽減するため、適応策を推進します。

施策<14> 省エネルギーの推進

CO₂排出量の削減に向けて、日常的な省エネルギー活動を継続させつつ、家庭や事業所における省エネ診断、エコチューニング等の活用を促進するなど、地域全体で省エネルギー活動を実践していきます。

また、市役所も一事業者として、「上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、CO₂排出量の削減に向けた取組を実施します。

| 環境指標 | 市内のCO ₂ 排出量 [千 t-CO ₂] | | | 基準値 | 1,257 | |
|---|---|--------|-------------------|--------|--------|--|
| 地域全体で省エネルギー活動に取り組むことで、市内のCO ₂ 排出量を削減し、地球温暖化の緩和に努めます。 | | | | | | |
| 年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| 実績値 (※) | 1,133 | 1,231 | - (R2年度以降に集計可) | - | - | |

| 環境指標 | 市の公共施設および事務事業からの温室効果ガス排出量 [t-CO ₂] | | | 基準値 | 18,798 | |
|---|---|--------|--------|--------|--------|--|
| 市が「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づいた取組を推進することで、公共施設および事務事業からの温室効果ガス排出量を削減し、一事業者として地球温暖化の緩和に努めます。 | | | | | | |
| 年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| 実績値 | 16,997 | 17,867 | 18,469 | 16,786 | - | |

(※) 実績値について、当該年度のその翌々年度に埼玉県が公表する「埼玉県温室効果ガス排出量推計報告書」に基づいているため、おおむね2年のタイムラグが生じる。令和2年度より、埼玉県における県内市町村の温室効果ガス排出量の算出方法が変更された。それに合わせ、過去に遡り数値を修正し、基準値と目標値を修正した。環境科学国際センターから提供されたデータはH18までだったため、基準年度であるH17の数値は独自に推計した。なお、県の公表前のデータを用いていることから、公表後の数値と差異が生じる場合がある。

《主な取組》

～市民向け～

| | |
|------|--|
| 取組 | 家庭におけるエネルギー使用量の削減を図るため、市民に向けて自然エネルギー・省エネルギー型設備等の情報提供を行い、設備更新を促します。（環境政策課） |
| 活動内容 | 昨年度に引き続き、広報誌への掲載や、環境推進大会等のイベントで、奨励金・補助金事業の啓発活動を行った。「省エネ推進奨励金」や「省エネ住宅改修補助金」について啓発し、多くの市民に利用してもらうことができ、家庭部門のエネルギー削減に寄与できた。 |

| | |
|------|--|
| 取組 | 家庭におけるエネルギー使用量の削減を図るため、個人住宅への自然エネルギー・省エネルギー型設備等の導入および省エネリフォーム工事の実施に対して補助します。（環境政策課） |
| 活動内容 | 広報誌、環境推進大会等のイベントで、奨励金・補助金事業の啓発活動を行ったことで、広く周知することができ、予算執行率については省エネ対策推進奨励金が100%、省エネ住宅改修補助金は96.4%であり、予算の範囲内で制度の運用を最大に行うことができた。来年度もパンフレットを修正するなどし、より利用しやすい制度にするとともに、継続した周知を図る。また、奨励金・補助金の各補助メニューや補助額を検討するなど、継続的に家庭での効果的な省エネルギー活動を支援していく。 |

～事業者向け～

| | |
|------|---|
| 取組 | 事業所におけるエネルギー使用の無駄を省き、CO ₂ 削減・コスト削減を図るため、省エネ診断やエコチューニング等の取組を積極的にPRします。（環境政策課） |
| 活動内容 | 「省エネ補助金説明会」の開催には至らなかった。今後は、研修等に参加し、省エネに関わる知識を身に付け、市に還元できるよう努める。 |

| | |
|------|--|
| 取組 | 「上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を推進し、市の公共施設および事務事業の実施により排出される温室効果ガスの削減を図ります。（環境政策課・関係各課） |
| 活動内容 | 「内部環境監査」や「庁舎ライトダウン」、「省エネ診断」等を実施することができなかった。取組みを通して職員の環境意識を醸成し、市民や事業者の模範となるよう、取組みを推進していく。 |

| | |
|-----------|---|
| 取組 | CO ₂ 削減効果の高い電気自動車を普及させるため、電気自動車の購入に対する補助と充電設備の利用を促進します。(環境政策課) |
|-----------|---|

| | |
|-------------|---|
| 活動内容 | 電気自動車の普及のため、電気自動車 (EV) やプラグインハイブリッド自動車 (PHV)、電動バイクの購入補助を行い、合わせて12台の補助金を交付することができた。「くらしレシビ」を2つの商業施設に常設することで、幅広く、分かりやすく市民に啓発できている。いまだ、電気自動車の値段は高く、購入費用がネックになっていると考える。その負担を軽減できるよう、「上尾市省エネ対策推進奨励金」を多くの市民に知ってもらい、活用いただけるよう、よりいっそうの周知に努める。 |
|-------------|---|

《総合評価》

市民に対して省エネの啓発を推進できたが、まだ取組の余地があると感じる。省エネ活動に対する奨励金や住宅改修補助金について、上尾市Webサイトや広報あげお、「くらしレシビ」やSNS、啓発イベントでのチラシの配布等、多様な情報媒体を用いて広く市民に周知することができた。「上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づく「庁舎ライトダウン」や「内部環境監査」等については実施することができず、上尾市の一事業者としての取組みに課題が残る結果となった。今年度の反省を踏まえ、さらに市民に省エネ活動を推進できるよう積極的に取組を展開していく。

EV(電気自動車)とPHV(プラグインハイブリッド自動車)

【EV】

電気で走行する車。ガソリンを使用しないため、走行時のCO₂排出量はありません。

【PHV】

コンセントから直接充電できる機能を持ったハイブリッド自動車のこと。電気を使い切ると、そのままハイブリッド自動車として走行します。

電気は、ガソリンや軽油より安価なため、ランニングコストを抑えられます。また、国や自治体の補助金の交付や税制優遇が受けられます。

100km走行した場合の燃料費の計算例

| | |
|-------------|----------|
| ガソリン車 約690円 | EV 約310円 |
|-------------|----------|

※参考：一般社団法人次世代自動車振興センターHP

【上尾市省エネ対策推進奨励金】

上尾市では、EVやPHVを購入した方に対して補助金を交付しています。

①EV(電気自動車)

購入金額の2分の1、上限50,000円

②PHV(プラグインハイブリッド自動車)

購入金額の2分の1、上限30,000円

申請書に必要な書類を添付して、環境政策課窓口へ直接申請してください。

【電気自動車急速充電器】

上尾市役所東側駐車場に、電気自動車急速充電器を設置しています。


利用時間

平日及び土曜日(閉庁日は除く) 8:30~16:45

利用料金

1回200円(30分)

| | |
|---|----------------------|
| 施策<15> | 再生可能エネルギー等の活用 |
| <p>再生可能エネルギーは、化石燃料の使用削減を通じて、地球温暖化防止に貢献するだけでなく、地域分散型のエネルギーとして災害時に活用できます。</p> <p>本市の地域資源を踏まえ、再生可能エネルギー等を積極的に活用していくことで、地球温暖化の防止と災害への備えを両立していきます。</p> | |

| | | | | | |
|---|---|------------|--------|---|--------|
| 環境指標 | 省エネルギー型設備の導入および省エネリフォーム工事等への補助件数 [件] | 基準値 | 381 |  | |
| <p>省エネルギー型設備の導入や省エネリフォーム工事等を促進することで、家庭からのCO₂排出量を削減し、地球温暖化の緩和に努めます。</p> | | | | | |
| 年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 実績値 | 381 (※) | 287 (※) | 271 | 275 | - |

「主な取組」

| | |
|-------------|--|
| 取組 | CO ₂ が排出されないクリーンエネルギーの利用を促進するため、太陽光発電や地中熱ヒートポンプなど再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行います。(環境政策課) |
| 活動内容 | 昨年度に引き続き、広報誌やイベントを通じた補助金の案内の中で、太陽光発電を紹介した。再生可能エネルギーに関する情報提供は実施できなかったが、太陽光発電については継続した周知を図ることができた。上尾市の地域特性に応じた再生可能エネルギーについて、調査検討を行ってきたい。 |

「総合評価」

| |
|--|
| <p>再生可能エネルギーである住宅用太陽光発電システムを含む補助件数について、太陽光発電システムの普及が進み未設置世帯が減ってきている中でも、基準値と同等の補助件数があった。これは、製品自体の低価格化が進んでいることと併せて、多様な媒体を活用した当該補助制度の周知が功を奏していると考えられる。昨今、環境分野へ関心が高まりつつあり、こうした動きを促進させていく必要がある。</p> <p>今後も更なる再生可能エネルギーの普及に向けて、引き続き環境啓発イベントや効果的な情報発信を積極的に行ってきたい。</p> |
|--|

※省エネルギー型設備の導入および省エネリフォーム工事等への補助件数 [件] の平成28年度実績値、平成29年度実績値を修正 (R3.3.1)

| | |
|---|---------------------------|
| 施策<16> | ごみの発生抑制を中心とした3Rの推進 |
| <p>ごみの排出量を削減することは、市内から発生する温室効果ガスを削減することにもつながります。ごみの発生抑制を推進するため、市民・事業者に対して啓発・指導を行います。</p> <p>また、市民・事業者の自主的な資源回収の取組を支援するとともに、市全体で3R（発生抑制・再利用・再資源化）を推進します。</p> | |

| | | | | | |
|---|---------------------------------|------------|--------|--------|--------|
| 環境指標 | 地域リサイクル活動による資源回収量の割合 [%] | 基準値 | 8.3 | → | |
| <p>地域リサイクル活動の活性化により、市全体のごみ量（家庭系ごみ・事業系ごみ）における地域リサイクル活動による資源回収量の割合を増やすことで、ごみの排出抑制・再利用・再資源化につなげ、CO₂排出量の削減を図ります。</p> | | | | | |
| 年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 実績値 | 9.4 | 9.1 | 9.0 | 8.4 | - |

《主な取組》

| | |
|-------------|---|
| 取組 | 家庭ごみの減量化と資源循環のため、ごみの減らし方やリサイクルについての出前講座を実施します。（環境政策課） |
| 活動内容 | 出前講座は9回実施し、ごみの減らし方やリサイクルについて説明を行った。啓発品を配ることにより、参加していただいた方へのごみ減量に対する意識づけをすることができた。 |

| | |
|-------------|---|
| 取組 | 生ごみの減量化およびたい肥化により資源の有効利用を図るため、家庭用生ごみ処理容器等の購入に対して補助します。（環境政策課） |
| 活動内容 | 広報誌や各種イベントで「家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金制度」について広く周知し、平成31年度は35件の申請があった。申請数は2年連続で増加しており、予算執行率も99.2%となっている。市民にごみ減量についての意識が醸成されていることが伺える。 |

| | |
|----|---|
| 取組 | 建設工事における廃棄物の発生を抑制するため、建築物等に係る分別解体等および再資源化等を適正に実施するよう事業者に指導します。（建築安全課） |
|----|---|

| | |
|----------|---|
| 活動 内容 | 適正な分別解体や再資源化を促すため、解体現場へのパトロールを4回行う計画であったが、新型コロナ感染拡大の影響で、10月に1度だけ埼玉県と合同で行った。解体現場では適切に処理されていることを確認した。 |
|----------|---|

| | |
|----|--|
| 取組 | 地域における資源ごみのリサイクルを促進するため、地域でリサイクル活動を行う団体に対して支援を行います。（環境政策課） |
|----|--|

| | |
|----------|---|
| 活動 内容 | 平成31年度は126団体の地域リサイクル事業の実施団体に対して、報奨金を交付し、財政面からの支援を行った。地域リサイクル事業について、広報誌や市ホームページ等で活動内容やその仕組みについて広く周知していく。 |
|----------|---|

| | |
|----|---|
| 取組 | 使用済み小型電子機器等の適正な処理と資源循環のため、公共施設に回収ボックスを設置して小型家電リサイクルを推進します。（西貝塚環境センター） |
|----|---|

| | |
|----------|--|
| 活動 内容 | 市内9か所の公共施設の回収ボックスなどを通じて小型家電リサイクルを推進し、平成31年度は15 t の資源化を図った。 |
|----------|--|

《総合評価》

出前講座の啓発や地域リサイクル事業の支援によって、市民のごみ減量に対する意識を高めることができている。ただし、年度末には新型コロナウイルスの影響により開催ができなかったものもあり、手法などを検討する必要がある。また、解体現場のパトロールについては、適切な処理を確認できたため、適切な分別解体や再資源化について事業者に浸透していきっていると評価できる。小型家電の収集は、環境センターの延命にもつなげるため、引き続き啓発に努めたい。

| | |
|--|------------------|
| 施策<17> | 自転車利用等の促進 |
| <p>自動車の利用に伴い排出されるCO₂を抑制するため、自転車を利用しやすい環境の整備や公共交通機関の利便性の向上に努めます。</p> | |

| | | | | | |
|--|------------------------------|------------|--------|--------|--------|
| 環境指標 | 整備した自転車レーンの長さ [k m] | 基準値 | 2.5 | → | |
| <p>「上尾市自転車ネットワーク計画」に基いて自転車レーンの整備を進めることで、自転車を利用しやすい環境をつくり、自動車の利用に伴うCO₂排出量の削減を図ります。</p> | | | | | |
| 年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 実績値 | 4.0 | 4.5 | 5.2 | 5.6 | - |

《主な取組》

| | |
|-------------|---|
| 取組 | <p>市民が安全で快適に自転車に乗れるようにするため、自転車の正しい運転方法など交通安全について啓発します。（交通防犯課）</p> |
| 活動内容 | <p>市西側の小学校10校で交通安全教室を実施した。また、自転車安全利用指導員への講習会を年1回実施した。引き続き、市東側の小学校でも交通安全教室を実施していく。</p> |

| | |
|-------------|--|
| 取組 | <p>歩行および自転車の利用しやすい環境づくりのため、放置自転車対策を進めます。また、処分自転車の再利用により、自転車利用を促進します。（交通防犯課）</p> |
| 活動内容 | <p>放置自転車撤去作業を33回行い、850台撤去し、内163台を譲渡した。月2回の撤去に加え、11月に自転車撤去強化対策として撤去回数を増加した。前年より回数を倍にして実施したが、依然として放置自転車は多く存在している。放置された自転車を適宜撤去し、利用可能な自転車の再利用も引き続き行う。なお、撤去回数については月4回行う。</p> |

| | |
|------|---|
| 取組 | 自転車の利用しやすい環境づくりのため、駐輪場・駐輪スペースを公共施設に確保するとともに、事業所・店舗・集合住宅などの開発に対し設置を指導します。（交通防犯課） |
| 活動内容 | 開発する事業者に対して駐輪場の設置等の指導を行い、駐輪場が設置された。引き続き、事業者に対して駐輪場の設置等を指導していく。 |

| | |
|------|--|
| 取組 | 市民の自転車利用を促進するため、事業者との協働による計画的・効果的な駐輪場の整備手法を研究します。（交通防犯課） |
| 活動内容 | 駐輪場の整備手法について、市民の自転車利用を促進するため、他自治体の先進事例を視察・研究する。 |

| | |
|------|--|
| 取組 | 自転車が安全に走ることができる環境整備のため、「上尾市自転車ネットワーク計画」を踏まえ、自転車レーンの整備を進めます。（都市計画課・道路課） |
| 活動内容 | 西宮下中妻線の上尾西口第3駐車場から主要地方道川越上尾線まで、自転車通行帯整備箇所の用地買収を行った。平成31年度は用地買収段階にあるため、当該路線の整備延長は0mとなった。 また、上尾池袋線において一連の整備が進み、平成31年度は360mの自動車レーンを整備した。 |

《総合評価》

例年に引き続き、交通安全教室や放置自転車対策など、市民が自転車を利用しやすい環境づくりを進めることができた。とりわけ、撤去回数を倍増して取り組んだ実績は、その環境づくりの推進に大きく貢献できている。例年、事業者に対して駐輪場の設置等を指導しているが、その効果により、平成31度も駐輪場の設置につながる結果となった。また、上尾自転車ネットワーク計画を踏まえ、自転車通行帯整備箇所の用地買収が進み、市民が自転車を利用しやすい環境づくりを着実に推進できている。以上のハード面の整備を進めると同時に、自転車の利用者への意識啓発として、交通安全教室等のソフト面の対策も行えていることから、総合的に自転車の利用しやすい環境づくりを推進できていると言える。

| | |
|--|----------------------|
| 施策<18> | 地球温暖化への適応策の推進 |
| <p>IPCC 第5次評価報告書によれば、2081年から2100年の世界の平均地上気温は、可能な限りの温暖化対策を施した場合のシナリオでも、1986年から2005年の平均よりも0.3～1.7℃上昇すると予測しており、地球温暖化による影響は避けられない状況になっています。</p> <p>そのため、これまでの温室効果ガスの発生抑制のための「緩和策」の一層の推進に加えて、地球温暖化による影響に対する「適応策」を講じていく必要があります。なかでも、本市での被害が懸念される地球温暖化による影響として、「熱中症」「ゲリラ豪雨等による浸水被害」などへの備えを推進していきます。</p> | |

| | | | | | |
|---|-------------------------|------------|--------|--------|--------|
| 環境指標 | クールシェア実施箇所数 [か所] | 基準値 | 11 | → | |
| <p>市内のCO₂排出量削減につながるクールシェアを実施している公共施設等の箇所数を増やすことで、地球温暖化に適応する取組を推進します。</p> | | | | | |
| 年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 実績値 | 26 | 81 | 100 | 82 | - |

≪主な取組≫

| | |
|-------------|--|
| 取組 | ヒートアイランド現象を緩和するため、グリーンカーテンの設置をはじめ、緑化を指導し、まちなかの緑を増やします。(環境政策課・みどり公園課) |
| 活動内容 | 上尾自由通路で実施した環境パネル展での「くらしレシピ」の配布や、6月の環境推進月間に合わせた広報あげおの「エコライフ」の記事において、グリーンカーテンの活用等の情報を掲載し、周知を図った。 また、緑化啓発事業補助金を活用し、平方小学校の緑化を行った。 |

| | |
|-------------|--|
| 取組 | 夏の暑さをしのぐため、市民や事業者に打ち水、グリーンカーテンなどの暑さ対策を広く呼びかけます。(環境政策課) |
| 活動内容 | 上尾自由通路で実施した環境パネル展における「くらしレシピ」の配布や、6月の環境推進月間に合わせた広報あげおの「エコライフ」の記事において、グリーンカーテンの活用等の情報を掲載し、周知を図った。 グリーンカーテンについては、上尾市省エネ推進奨励金の対象となっており、今後も周知を継続していく。 |

| | |
|------|---|
| 取組 | 熱中症予防や家庭の冷房によるエネルギー使用量の削減を図るため、公共施設や市内商業施設等における「クールシェア」の取組を推進します。（環境政策課） |
| 活動内容 | 昨年度、一昨年度に引き続き、市内の公共施設や事業所をクールシェアスポットとすることで、暑さ対策と省エネの啓発を行い、新規登録事業者については目標を上回ることができた。 |

| | |
|------|--|
| 取組 | ゲリラ豪雨による浸水被害に備えるため、浸水が予想されるエリアや避難場所の周知、市民の防災意識の向上を促進します。（危機管理防災課） |
| 活動内容 | 市民に対する出前講座のほか、自主防災組織への研修などを行うとともに、情報伝達・避難訓練を平方上宿等で行い、様々なレベルの市民の防災意識の向上を図った。 （市政出前講座：14回 受講者1,625人） （情報伝達・避難訓練：参加者630人） |

| | |
|------|---|
| 取組 | ゲリラ豪雨による浸水被害を軽減するため、市民や事業者にも雨水浸透ますや雨水貯留タンクの設置を呼びかけるとともに、雨水貯留槽の設置や透水性舗装の整備などによる雨水流出抑制を指導します。（建築安全課・河川課） |
| 活動内容 | 雨水処理については、建築確認申請時及び建築相談時に、必要に応じて雨水浸透枡を設置するよう指導を行った。申請等で提出される図面には、雨水浸透枡の設置位置が記載されているものがほとんどであることから、雨水の宅地処理を行うことは周知されていると評価できる。 雨水貯留タンク補助制度の普及のために消費生活展にてPR活動を行った。補助申請件数が1桁台で低迷していたが、今年度は増加した。 |

《総合評価》

クールシェアスポットについて、総数は減少しているものの、一方で新規登録事業者数が目標を上回っていることから、新たな啓発もできている点は評価できる。

雨水流出抑制のための雨水貯留タンク補助の申請件数が増加していることから、PRの効果が表れているといえる。今後も効果的な啓発方法を模索しながら継続して啓発活動を行い、ゲリラ豪雨等の被害対策も含め、多角的に地球温暖化適応策を推進していく。

方針 3 - 2 環境のために行動するまち

子どもから大人までが環境について学び、考え、環境にやさしい暮らしを積極的に実践するための取組を展開します。また、未来を担う子どもたちへの環境教育を実践し、学校や地域全体に環境活動の輪を広げていきます。

施策<19> 環境教育・環境学習の推進

子どもから大人まで全ての世代の環境意識の向上を目指し、環境について学ぶ機会を増やします。そのために、学校や地域などでの環境教育の推進を支援するとともに、次世代の環境活動をけん引する新たな人材の確保と育成を図ります。

| 環境指標 | 環境イベントの初参加者数の割合 [%] (※) | 基準値 | 31.7 | → | |
|--|-------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 環境推進大会や環境学習会等のイベントを通して環境への関心を高め、市民の環境意識の全体的な底上げを図ることで、環境教育の推進につなげます。 | | | | | |
| 年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 実績値 | 70.4 | 77.7 | 79.4 | 76.3 | - |

「主な取組」

| | |
|------|--|
| 取組 | 環境への理解を深めるため、環境教育に必要な資料やパンフレット等を充実させます。 (環境政策課) |
| 活動内容 | 市民のニーズにあった啓発物を検討するため、上尾市主催事業で4回、上尾市環境推進協議会主催事業で6回アンケートを実施し、ニーズ調査を図った。調査結果をどのように反映させていくか模索していく。 |

(※) 施策<19>の環境指標について、平成27年度実績をもとに実情にあった指標として再設定したもの

| | |
|------|--|
| 取組 | 地域における環境学習の機会を増やすため、公民館において市民向けの環境に関する講座を開催します。（環境政策課・生涯学習課） |
| 活動内容 | 上尾市環境推進協議会の主催事業として、地球温暖化や海洋プラスチック問題について環境学習会を実施した。（環境政策課） |

| | |
|------|--|
| 取組 | 環境教育の機会を増やすため、子どもから大人まで参加できる環境イベントの定期開催や市民団体・事業者・学校・地域が実施する環境への取組を支援します。（環境政策課・指導課） |
| 活動内容 | 例年と同様に、環境推進大会や環境学習会、観察会など定着した環境イベントを開催したほか、東小学校と原市中学校で、地球温暖化対策講座を実施した。 また、小学校では自然学習館や西貝塚環境センター見学など、積極的に環境教育を行う機会を設けた。 |

| | |
|------|--|
| 取組 | 将来にわたって環境活動を継続するため、次世代の環境活動をけん引するリーダーやボランティアなど新たな人材の確保と育成を図ります。（環境政策課・生活環境課） |
| 活動内容 | 環境推進協議会事業として、自然のフィールドにおいて保全活動、観察会を開催したほか、環境学習会も2回開催することができた。また、環境政策課として、クールシェアやもったいないゼロのような、比較的受け入れやすいイベントも開催することができた。 |

「総合評価」

上尾市環境推進協議会主催の事業に加え、環境政策課主催の啓発事業において、環境イベントへの初参加者数の増加を図るため、参加しやすいような内容を企画・実施しようとしている点は評価できる。今後も開催内容や開催場所等について工夫・検討を重ねつつ取り組みを継続していく。

上尾市に残された自然環境の一部には希少動植物が生息しており、広く公表することで、その場所やそこで活動している保護団体を知ってほしいという想いもある。活動している環境保護団体の意向も確認しながら、慎重に周知啓発を図っていく。

| | |
|---|---------------------|
| 施策<20> | 協働による環境活動の推進 |
| <p>将来の上尾市、将来の地球の環境を守るためには、先人から受け継いできた誇るべき上尾市の環境を守り、育て、次世代へと継承していく必要があります。</p> <p>そのため、市民・事業者・行政がそれぞれ担う役割を認識し、その役割を果たしつつ、協働体制をより強固なものとするこ とで、十分な効果を発揮できるよう協働による環境活動の底上げを図っていきます。</p> | |

| | | | | | |
|--|----------------------------|------------|--------|--------|--------|
| 環境指標 | 環境保全活動を行う登録団体数 [団体] | 基準値 | 103 | → | |
| <p>環境保全活動を行う登録団体の数を増やすことで、環境活動に取り組む人々の裾野を広げ、市民・事業者・行政の協働による環境活動の推進に努めます。</p> | | | | | |
| 年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 実績値 | 103 | 103 | 101 | 99 | - |

《主な取組》

| | |
|-------------|---|
| 取組 | <p>将来にわたって自然が豊かな美しいまちを守るため、市民一人ひとりが日常的な習慣として環境保全行動に取り組めるように、広報やイベントを通じて啓発します。(環境政策課)</p> |
| 活動内容 | <p>環境啓発イベントや出前講座など、年間を通して一般市民向けに環境についての情報を発信することが出来た。今後も各種情報媒体とイベントや出前講座といった手段を組み合わせ、大人から子どもまで世代に関わらず環境保全活動に関心を持てるよう周知を行っていく。</p> |

| | |
|-------------|--|
| 取組 | <p>環境活動の更なる拡大を図るため、環境保全活動を行うグループ間の交流を促進します。(環境政策課)</p> |
| 活動内容 | <p>上尾駅自由通路において、環境推進協議会員や事業者による環境パネル展を開催し、出展した会員の情報交換や交流促進につなげた。環境活動団体については、引き続きソフト面からサポートを行っていく。</p> |

| | |
|------|---|
| 取組 | 市民・事業者・行政が一体となってまちの環境美化を促進するため、地域で行う清掃活動を支援します。（生活環境課） |
| 活動内容 | 市内でクリーン上尾運動（※）を行い、19,182人の参加があった。雨天により中止となったところが前年より増えたことで、参加人数が減少している。さらに活動を広めるため、「上尾市環境美化推進員連合会だより」などを活用していく。 |

《総合評価》

環境啓発イベントや各種情報媒体を用いて、年間を通して一般市民向けに環境についての情報を発信することが出来ている。啓発の回数は昨年度と比較して減少したが、別の指標としてあるイベント初参加者の割合は高い水準で維持しており、出前講座や環境イベントにおける啓発活動は一定の効果につながっている。

今後も、上尾市環境推進協議会と環境政策課とで相互に協力し、環境啓発を図っていく。また、後継者育成にも力を入れていく。

地域清掃活動であるクリーン上尾運動については、天候による中止が増えたものの、例年約20,000人の市民が参加しており、地域に根差した活動となっていることは評価できる。

＜上尾市環境推進協議会＞

環境推進協議会とは...

環境の保全と創造に関し、会員がそれぞれの役割や能力に応じて自主的な取組を行い、相互に緊密な連携を図りながら協働して環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指すことを目的としています。

主な取組み...

- ▶ 上尾市環境推進大会
環境保護団体の活動報告など
- ▶ 環境学習会
毎年違う内容で開催しています
- ▶ 観察会
さまざまな自然と触れあえます

＜上尾市環境美化推進員連合会＞

上尾市環境美化推進員連合会とは...

上尾市環境美化推進員は、地域住民のリーダーとして、健康で清潔な住み良い街づくりの推進に資するため、自治会等長の推薦に基づき市長が委嘱しています。連合会は、環境行政推進のために事業計画の充実を図ることを目的としています。

主な取組み...

- ▶ 地域美化活動の推進
- ▶ ごみ集積所の適正管理の調査・啓発
- ▶ 一般廃棄物（ごみ）の減量化・（資源物の）リサイクルの推進
- ▶ 不法投棄及び収集不適物、資源物持去りの市への通報 など

（※）【クリーンあげお運動】・・・30ページ参照



第1章 策定趣旨と環境基本計画



1. 環境年次報告書の策定趣旨

上尾市環境年次報告書は、第2次上尾市環境基本計画（改訂版）により展開された本市における環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策について、上尾市環境基本条例第10条に基づきまとめた報告書です。

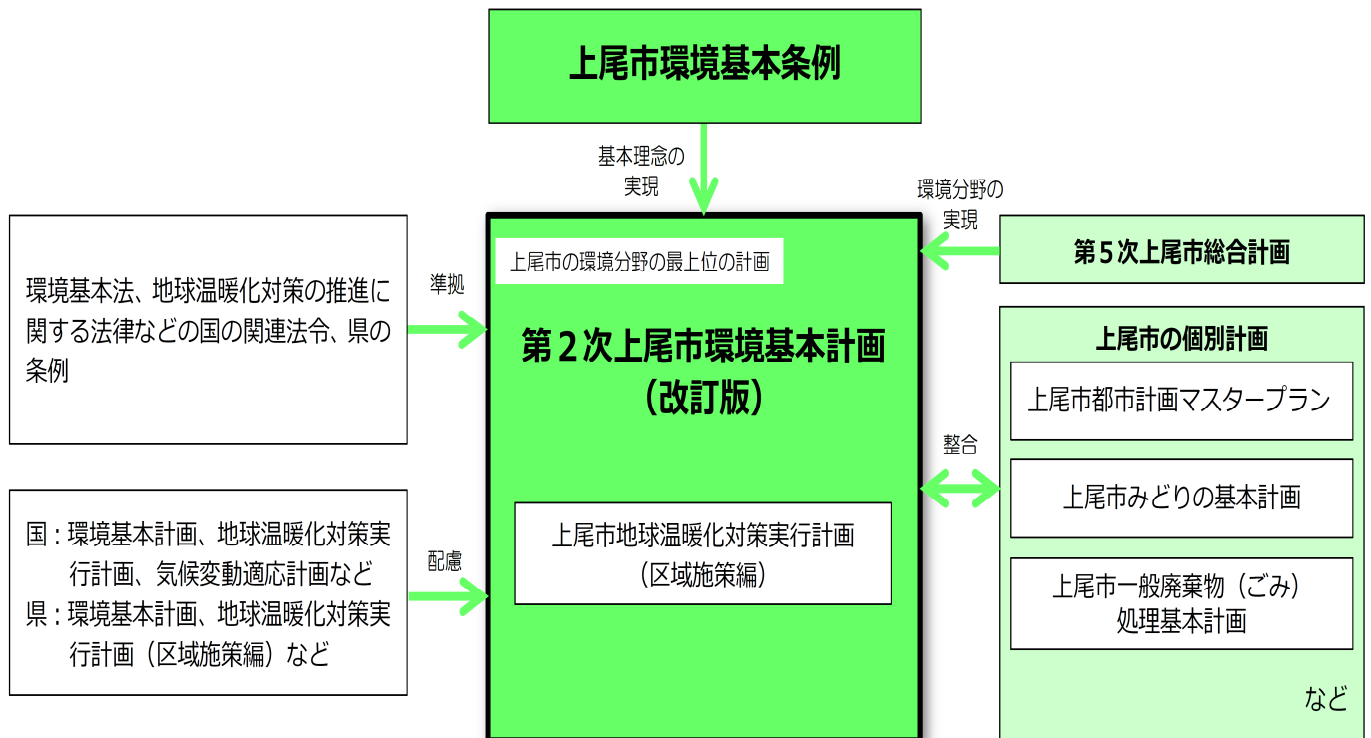
2. 環境基本計画の概要と位置づけ

「第2次上尾市環境基本計画（改訂版）」は、上尾市環境基本条例第8条に基づき策定されたもので、21世紀半ばを展望し、環境に関する市の施策の方向性を示すとともに、市民・事業者が環境保全に取り組むための指針を明示するものです。また、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項の規定に基づき、「上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画として位置づけています。

計画期間は平成28年度から平成32年度までとしています。環境を取り巻く社会経済情勢の変化や新しい科学的知見が得られた場合には柔軟かつ適切に対応していきます。

上尾市では、本計画に基づいて「自然と人が共生する エコタウン・あげお」を目指して各施策に基づく取組について総合的かつ計画的に展開していきます。

第2次上尾市環境基本計画（改訂版）と関連法令・計画

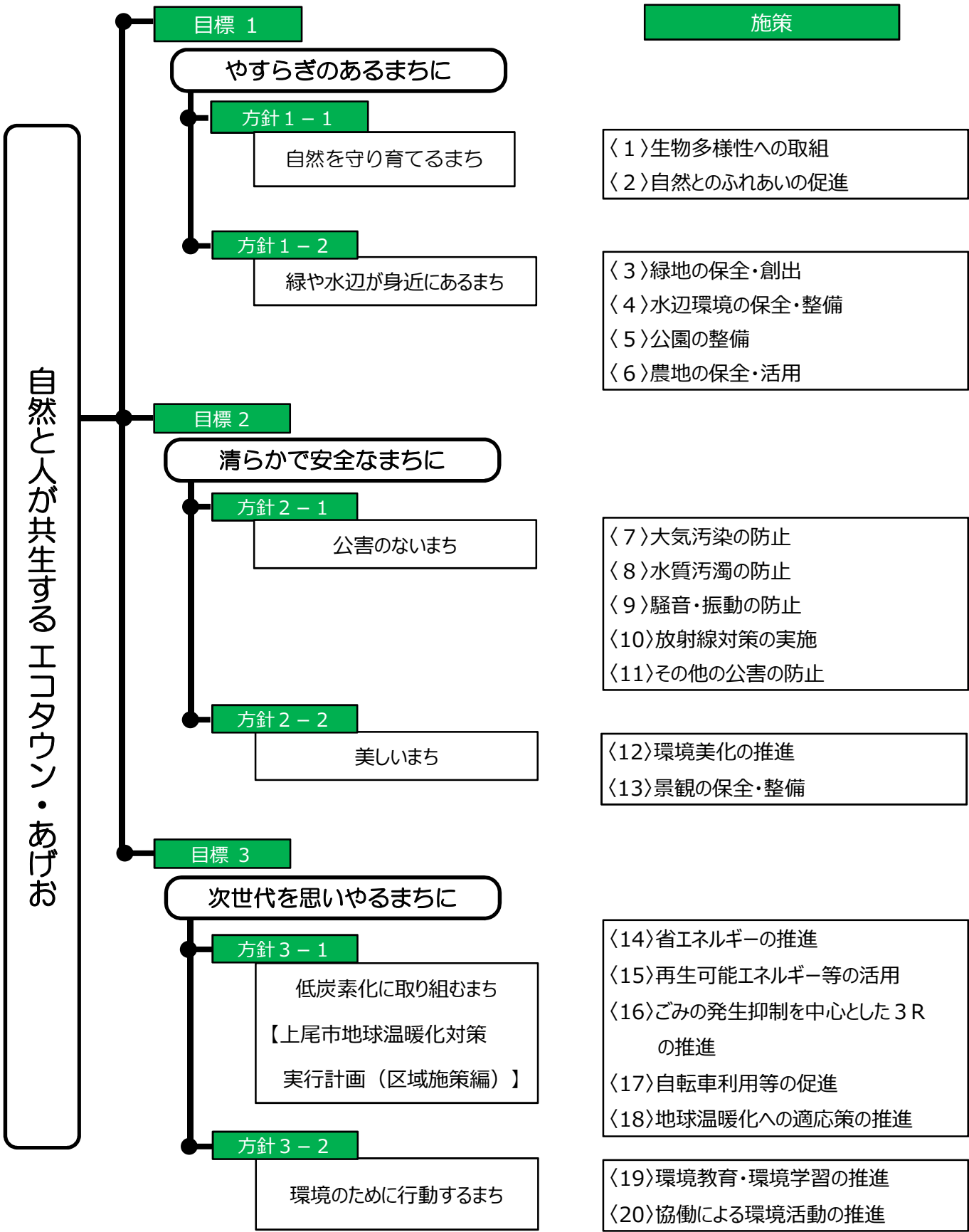




第2章 施策体系図



1. 施策体系図





第3章 施策の展開と評価



目標 1 やすらぎのあるまちに

本市は、大宮台地の上に平地林や斜面林などが点在し、谷地や河川周辺の湿地や池沼など、周辺地域と比較しても豊かな自然環境が残されていましたが、昨今、宅地化が進む中で急速に失われつつあります。加えて、外来生物、特にアライグマの急増は深刻な問題となっており、生態系への悪影響のほか、農作物被害や家屋被害も発生しています。

森林や湿地、農地などは、空気浄化や水源涵養の機能を有するほか、野生生物の生息空間など多様な役割を担っており、この価値ある自然を本来の姿で保全する必要があります。また、自然環境に加え、まちなかの緑は、私たちに精神的なゆとりややすらぎをもたらすほか、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の対策にも繋がるものです。

このような自然環境や緑を保全・創出し、それらとふれあう機会を増やしていくことで、やすらぎのあるまちを目指します。

方針 1 - 1 自然を守り育てるまち

生物多様性の保全に向けて、緑地や水辺の改変を最小限にとどめるとともに、動植物の生息域である豊かな自然の維持・向上に向けた取組を展開します。また、自然とふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供します。

施策 < 1 > 生物多様性への取組

生物多様性の保全と生態系サービス(※)の持続可能な利用に向けて、生物多様性を「知る」、生き物の生息・生育環境を「守り、育てる」などの施策を展開し、上尾市本来の自然の豊かさを将来の世代に伝えていきます。

| 環境指標 | 生物多様性確保の能力を有する緑地の面積 [㎡] | | | | 基準値 | 65,545 | → |
|---|-------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|---|
| 動植物の生息・生育地の一つである「ふるさとの緑の景観地」の公有地化面積を拡張することで、生物多様性が確保される場所を増大させます。 | | | | | | | |
| 年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | | |
| 実績値 | 65,545 | 65,545 | 65,545 | 71,499 | - | | |

| 環境指標 | 特定外来生物の駆除数 (アライグマ) [頭] | | | | 基準値 | 26 | → |
|--|------------------------|--------|--------|--------|--------|----|---|
| 地域本来の生物に影響を与える特定外来生物の一種であるアライグマの駆除を進めることで、生態系の保全につながります。 | | | | | | | |
| 年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | | |
| 実績値 | 52 (※) | 101 | 121 | 136 | - | | |

【基準値】…平成26年度実績をもとにした値（第2次上尾市環境基本計画（改定版）中の“実績値”にあたるもの）
 ※特定外来生物の駆除数（アライグマ）[頭]の平成28年度実績値を修正（H31.3.29）

《主な取組》

| | |
|------|--|
| 取組 | 自然と人との共生につながる生物多様性に関して市民の理解を深めるため、環境イベントにおいて情報発信を行います。（環境政策課） |
| 活動内容 | 環境推進大会や、市民団体によるパネル展示を行い、生物多様性について情報発信を行った。パネル展示については、新たにJR上尾駅自由通路において開催し、より多くの市民に生物多様性や共生の重要性について知ってもらうことができた。 |

| | |
|------|---|
| 取組 | 市内の緑地や動植物を保護するため、緑地保全地区の指定や「ふるさとの緑の景観地」といった緑の公有地化を進めます。（みどり公園課） |
| 活動内容 | 原市ふるさとの緑の景観地の公有地化の推進を図り、適切な維持管理に努めた。今後も良好なみどりの保全に努める。 |

| | |
|------|---|
| 取組 | 地域本来の生物を保護するため、特定外来生物などによる生態系への被害防止に努めます。（環境政策課・生活環境課） |
| 活動内容 | 環境保全活動を実施し、参加者に外来植物の駆除を体験してもらい、在来植物の保護に努めた。また、埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき、アライグマ用の檻を貸し出している。貸出の要望が多く、生態系の保護に貢献していることが伺える。 |

《総合評価》

生物多様性の保全に向けて、ふるさとの緑の景観地の公有地化を進め、動植物が生息しやすい自然を確保できている。アライグマの捕獲数は増加しているため、引き続き、農家向けに檻の貸出を行っている農政課や貸出業務の委託業者と連携に努める。また、環境イベントについては、市民に向けて情報発信を行うことができたが、新型コロナウイルスの影響から、イベントの手法について改めて検討する必要がある。

(※)【生態系サービス】…人々が生態系から得ることのできる便益のこと。

| | |
|---|--------------------|
| 施策<2> | 自然とのふれあいの促進 |
| <p>自然観察会や農業体験といった市民が自然とふれあう機会を増やすため、環境活動の支援や環境イベントの共同開催など、市民団体や事業者との協働により推進します。</p> | |

| | | | | | |
|---|---------------------|------------|--------|--------|--------|
| 環境指標 | 自然体験型イベントへの参加者数 [人] | 基準値 | 2,000 | → | |
| <p>自然観察会・農業体験など体験型環境イベントを通して環境への関心を高め、自然とのふれあいを促進します。</p> | | | | | |
| 年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 実績値 | 2,053 | 2,033 | 1,974 | 1,644 | - |

《主な取組》

| | |
|-------------|---|
| 取組 | <p>市民が自然とふれあう機会を増やすため、市民団体や事業者と協働し、自然観察会や農業体験などの体験型環境学習を充実させます。(環境政策課・農政課・みどり公園課)</p> |
| 活動内容 | <p>上尾市環境推進協議会との協働による自然観察会、農業体験、公益財団法人上尾市地域振興公社による野外観測などを開催し、自然と触れ合える機会を1,600人を超える市民に提供できた。引き続き、広報誌やホームページ等で各種イベントの周知を行っていく。</p> |

| | |
|-------------|--|
| 取組 | <p>市民がふれあえる自然を守るため、市民団体や事業者が行う自然環境の保全活動を支援します。(環境政策課)</p> |
| 活動内容 | <p>上尾市環境推進協議会に所属している自然保護団体の活動について、広報誌を通じて周知し、ソフト面から団体を支援できている。引き続き、活動のPRに貢献していく。</p> |

| | |
|------|--|
| 取組 | 身近な自然に親しんでもらうため、市内に残された貴重な自然を環境学習の場として活用します。（環境政策課） |
| 活動内容 | 三ツ又沼ビオトープを利用し、上尾市の豊かな自然を守り、育てる、保全管理活動や普及活動のリーダー的な人材育成を目的とした「上尾の自然を守るナチュラリスト入門講座」を開催し、市民に環境学習の場を提供した。 |

| | |
|------|--|
| 取組 | 保存樹林の中でも良好な自然環境を形成している箇所を特別緑地に指定し、「ふれあいの森」として市民に開放します。（みどり公園課） |
| 活動内容 | 樹木等の維持管理をするとともに、市民に開放されたオープンスペースとして、「ふれあいの森」の適切な維持管理を行った。 |

《総合評価》

ふれあいの森については維持管理に努め、市民に開放されたオープンスペースとして充実させていく。関係機関や市民団体と協力し、より多くの市民にご参加いただけたことで、自然と触れ合う場を提供することができた。今後も、同様に環境に関して啓発を行うため、新たな参加者を獲得できるよう周知方法等を検討する必要があるが、新型コロナウイルスの影響もあるため、イベントの手法自体を検討する。

方針 1 - 2 緑や水辺が身近にあるまち

市街地における緑や水辺を守り、暮らしの中でその豊かさを実感できるまちづくりを展開します。
また、農地が環境面において果たす様々な役割に着目し、遊休農地や耕作放棄地を有効に活用することで、その価値を高めていきます。

施策<3> 緑地の保全・創出

身近な緑は、市民に安らぎと憩いの場を提供するとともに、ヒートアイランド現象への対策としても有効です。
市内に残された貴重な緑地を保全するため、緑地保全地区の指定や緑の公有地化を推進するとともに、民間の緑地・樹木の維持管理に協力します。
さらに、計画的な公園の整備や緑化指導により、地域の緑の創出を図ります。

| 環境指標 | 開発指導により新たに創出された緑地の面積 [ha] | 基準値 | 0.42 | → | |
|--|---------------------------|----------|--------|--------|--------|
| 開発行為に対して緑地の設置を指導することにより、新たな緑地の創出を図ります。 | | | | | |
| 年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 実績値 | 1.80 | 2.20 (※) | 2.67 | 3.17 | - |

「主な取組」

| | |
|------|--|
| 取組 | 地域で親しまれている雑木林や貴重な樹木などを保全するため、保存樹木・保存樹林として指定します。(みどり公園課) |
| 活動内容 | 「上尾市自然環境保全と緑化推進に関連する条例施行規則」に沿って、市内各地区の象徴として守ってきた自然を、奨励金を支払うことで樹木の保全をサポートし、指定数ができるだけ減少してしまわないようにする。 今年度においては、目標値29,100㎡に対して、実績値29,149㎡と、増加させることができました。 |
| 取組 | ふれあいの森等の緑地を維持管理するため、緑の募金を主体とした「みどりの基金」の適切な運用に努めます。また、公有地化の推進のため、新たな収入源の確保を検討します。(みどり公園課) |
| 活動内容 | 職場募金・緑の家庭募金を行うことで、緑の基金としての歳入を確保し、緑地事業推進のための財源を確保する。 今年度においては、目標値7,000,000円に対し、実績値は2,932,024円と下回ってしまいました。 |

※開発指導により新たに創出された緑地の面積 [ha] の平成29年度実績値を修正 (R2.3.9)

| | |
|------|--|
| 取組 | 「上尾市開発行為における公園および緑地の設置に関する基準」に基づき、事業者が開発行為を行う際には、開発区域の緑化を指導します。（みどり公園課） |
| 活動内容 | 「上尾市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」に基づき、市内開発区域の面積が500㎡以上の開発行為に対して、緑地の設置を指導することで、新たな緑地の創出を図っていく。 今年度においては、目標値3.0haに対して、実績値は4.2haと目標値を大きく上回ることができた。 |

| | |
|------|--|
| 取組 | まちの緑を維持するため、公園の樹木などを適切に管理します。（みどり公園課） |
| 活動内容 | 上尾市管理の都市公園を効率的に管理するために、公益財団法人上尾市地域振興公社と指定管理を結び、公園の維持管理を図っていく。 今年度においては、目標値131箇所に対して、実績値は130箇所と1箇所減ってしまった。 |

| | |
|------|---|
| 取組 | 「工場立地法」に基づき、特定工場の緑地率の向上を目指します。（商工課） |
| 活動内容 | 市内の特定工場に対し、工場立地法の趣旨について理解を深め、緑地率向上に向けた取り組みがなされるように働きかけをする。 今年度においては、目標値12.2%に対して、実績値も12.2%と達成することができた。 |

《総合評価》

前年度から、開発指導により新たに創出された緑地面積を増加させることができた。引き続き、緑地を増やせるよう指導を進めていく。

民有地の緑地については、相続や緑地の維持管理の負担などから手放す人がおり保全が難しい状況であるが、保存樹木・樹林に指定し、なるべく減らさないよう取り組みを続けていく。

| | |
|---|-------------------|
| 施策<4> | 水辺環境の保全・整備 |
| <p>河川や農業用排水路などの水辺環境の維持管理を行い、水辺に親しめる場を確保するとともに、水辺の生物が生息・生育できる環境づくりに努めます。</p> | |

| | | | | | |
|---|-------------------|------------|--------|--------|--------|
| 環境指標 | 河川における不法投棄の件数 [件] | 基準値 | 4 | → | |
| <p>河川パトロール等による監視により、河川にごみ不法投棄されるのを防ぎ、水辺環境の保全につなげます。</p> | | | | | |
| 年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 実績値 | 12 | 6 | 6 | 8 | - |

「主な取組」

| | |
|-------------|---|
| 取組 | <p>生物が生息しやすい水辺環境を作るため、河川の水質改善や水辺空間の再生などに努めます。(河川課)</p> |
| 活動内容 | <p>市内3河川(芝川・鴨川・原市沼川)周辺の河川パトロールを月1回実施し、必要に応じて浚渫や清掃を適宜実施した。パトロールは36回(12回×3河川)行った。引き続き、河川の定期監視を行い、異常があった際に迅速に対応できるよう、体制を整える。</p> |

| | |
|-------------|--|
| 取組 | <p>水辺に親しめるような護岸づくりについて整備方針を立て、段階的に改善・整備します。(河川課)</p> |
| 活動内容 | <p>上尾中堀川は、平成25年度から市河川全体の進捗状況とのバランスを図るため休工していたが、令和3年度より再び事業を推進していく。</p> |

| | |
|----|--|
| 取組 | 堤防や護岸等の損傷個所の発見や不法投棄の監視のため、河川パトロール等を実施します。（河川課） |
|----|--|

| | |
|------|---|
| 活動内容 | 河川の損傷・不法投棄がないか監視を行うため、河川パトロールを毎月実施した。（市で管理している河川の総延長約270km分） 水路の要清掃箇所については、浚渫工事（5件）・清掃委託（1件）を発注した。 |
|------|---|

| | |
|----|---|
| 取組 | 潤いとやすらぎのある景観や環境教育の場を保つため、水田や農業用排水路といった水辺環境を保全・管理します。（農政課） |
|----|---|

| | |
|------|--|
| 活動内容 | 水利組合や環境保全会と協働し、水田や農業用排水路の藻刈り・浚渫・清掃などの維持管理作業を行った。環境保全会の活動回数は年6回。今後も、適正な維持管理を水利組合および環境保全会と協働で継続して取り組む。 |
|------|--|

《総合評価》

河川及び水路並びに農業用排水路の清掃を適切に行い、水辺環境の維持管理に努めている。河川パトロールや啓発看板の設置等の取組みにより、「不法投棄は犯罪であること」の意識が啓発できている。引き続き、注意を呼び掛けるとともに、親しみのある水辺としての場の確保に注力していく必要がある。

| | |
|--|--------------|
| 施策<5> | 公園の整備 |
| 市民が身近に親しめる公園を整備し、既存公園の改修や協働による維持管理を行います。 | |

| | | | | | |
|--|---------------------|------------|--------|--------|--------|
| 環境指標 | 都市公園の面積 [ha] | 基準値 | 88 | → | |
| 身近に利用できる都市公園の面積を拡大することで、市民の憩いの場、自然とふれ合える場を増やします。 | | | | | |
| 年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 実績値 | 89.7 | 89.7 | 90.6 | 93.8 | - |

《主な取組》

| | |
|-------------|--|
| 取組 | 市民の身近な憩いの場を増やすため、土地区画整理事業で確保した用地を新たな公園として整備します。(みどり公園課・市街地整備課) |
| 活動内容 | 小泉氷川山公園を平成31年度から2か年で整備するため今年度の整備面積は0となった。平成31年度は大型複合遊具、駐車場、園路等を整備予定である。大谷北部第四土地区画整理組合では街区公園を整備しており、昨年度まで計画8公園中7公園の整備が完了している。 |

| | |
|-------------|---|
| 取組 | 市民のニーズにあった公園を整備するため、設計から維持管理まで地域住民の参加を呼びかけます。(みどり公園課) |
| 活動内容 | 公園の整備計画を行うにあたって、区長をはじめとした地域の意見を取り入れ、要望に沿った公園づくりを行うよう努める。小泉氷川山公園を平成31年度から2か年で整備する。今年度の整備箇所数は0。 |

(※)【空閑地】…休耕畑地その他の空き地を市が借り受け、これを効率的に利用することにより、地域環境の保全並びに地域住民の福祉および体育の向上を目的に活用する用地のこと。

| | |
|------|---|
| 取組 | 身近な自然や公園を維持管理するため、市民や事業者との協働による緑のパートナーシップ制度(※)の拡大を図ります。(みどり公園課) |
| 活動内容 | 地域の事務区やボランティア団体に対し、管理協定を締結し報償金を支払うことで、公園の維持管理に努めた。今後は高齢化の進んだ団体もあることから協定内容の見直しを図り、管理体制を密にしていく。 今年度においては、目標値64団体に対して実績値63団体と、1団体減ってしまった。 |

| | |
|------|---|
| 取組 | 身近で自然とふれあい、学べる場を増やすため、既存公園の改修等を進めます。(みどり公園課) |
| 活動内容 | 老朽化した公園施設等の改修を図り、公園利用者が公園を利用するに当たって、親しみをもてるよう、公園の維持管理を行った。引き続き、効率的な改修を行う。 |

《総合評価》

公園施設においては、区画整理事業を通して地域のニーズに合った公園を、事業の進捗に合わせて逐次地域住民に開園しているところは高く評価できる。小泉氷川山公園は、現在、整備中であるが、市民の憩いの場となることが期待される。利用者の安全を図り、効率的な公園の改修が求められる。

また、公園の維持管理については団体の高齢化など解決していくべき課題が多々ある中、地域住民や関係団体との連携をより密にとり、課題解決に向けて努めていく。

(※)【緑のパートナーシップ制度】…公園管理協定に基づき、公園の軽易な管理作業を行う地域の団体等に対し報償金を交付して、良好な都市環境と健全な街づくりを目指す制度のこと。

| | |
|--|-----------------|
| 施策<6> | 農地の保全・活用 |
| <p>作物の生産や良好な景観の形成、生物の生息・生育といった多面的な役割を担う農地を保全するため、市民農園の利用を促進するとともに、環境に配慮した自然農法を奨励します。</p> | |

| | | | | | |
|---|----------------------------|------------|--------|--------|--------|
| 環境指標 | 利用権が設定された農地の面積 [ha] | 基準値 | 58.8 | → | |
| <p>農業者と農地所有者との間で農地貸借等の権利（利用権）が設定された農地面積を拡大することで、新たな耕作放棄地の発生を防止し、農地の保全を図ります。</p> | | | | | |
| 年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 実績値 | 46.3 | 62.5 | 60.9 | 64.1 | - |

「主な取組」

| | |
|-------------|---|
| 取組 | <p>都市における農地を保全するため、農地所有者への市民農園の開設を呼びかけるとともに、市民への利用促進を図ります。（農政課）</p> |
| 活動内容 | <p>上尾市民農園アグリプラザ平塚を適切に運営することで、市民が農業に触れる場を提供し、本年度は昨年度を上回る277人の利用者があった。市民農園について、おおむね利用枠が埋まっており、市民に好評を得ていることが伺える。また、今後も農地所有者による体験農園の開設を補助することで、市内に体験農園を普及させ、農地の保全につなげていく。</p> |

| | |
|-------------|--|
| 取組 | <p>環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を進めるため、減農薬農法や有機農法などの指導や補助を行います。（農政課）</p> |
| 活動内容 | <p>「埼玉県特別栽培農産物認証制度」に基づく計画や、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づくエコファーマー認定に係る申請について、目標値を上回る19件受け付け、環境負荷の優しい農業の推進を図った。環境に配慮した制度の変化が起きており、現行の制度を維持していくとともに新たな制度導入も検討する必要がある。</p> |

| | |
|------|--|
| 取組 | 農地の多面的機能を維持・発揮するため、農業者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や田畑の景観形成などの活動を支援します。（農政課） |
| 活動内容 | 地元住民による環境保全会が実施する維持管理や景観形成等の活動に対し、補助金を交付することで財政的に支援することができた。環境保全会による活動は活発に行われており、継続して支援していく。 |

| | |
|------|--|
| 取組 | 地産地消により、地域農業を活性化させるため、直売施設の充実や「あげお朝市」に対する支援、地場産品の学校給食への活用などを推進します。（農政課・学校保健課） |
| 活動内容 | 上尾市農産物直売所での農産物の販売に加え、「あげお朝市」の定期開催や様々なイベントへの市内農業者の出店を支援することで、市民と地元生産農家が直接顔を合わせられる販売機会を創出し、地産地消の啓発に努めた。軽トラ市では延べ1,028人の来客があった。また、11月に上尾市産米を使用した小学校の給食を3回提供し、児童に対して上尾市産の食材に関する意識の醸成を図った。 |

| | |
|------|---|
| 取組 | 遊休農地や耕作放棄地を解消するため、農地パトロールを実施し、利用権設定の促進を図ります。（農政課・農業委員会事務局） |
| 活動内容 | 利用状況調査として8～10月に農業委員が行った農地パトロールの結果を踏まえ、利用意向調査を実施した。また、1月と8月の年2回農業委員会だよりを発行し、紙面にて農地パトロールを周知するとともに農地の適正な管理を促した。 利用権設定については、年2回受付期間を設け、希望者に対して相談・助言を行うとともに、利用権設定満了時には補助金を交付して利用権設定の促進を図った。 |

「総合評価」

今年度も引き続き農地中間管理事業を実施したこともあり利用権設定について約64haが集積され、農地利用を担い手に集積することで遊休農地の軽減を図ることができた。

また、市民が農業に親しみ、関心を持つよう市民農園の利用促進や市民と地元生産農家が直接顔を合わせられる機会となる「あげお朝市」の定期開催、上尾市産米を使用した小学校の給食を11月に3回提供するなどの施策を継続して実施し、地産地消の啓発に努めていることは評価できる。

なお、農業者への働きかけだけでなく幅広い年代の市民に対して着実に啓発できており、これらの活動が総じて農地の保全につながっていると考える。

目標2 清らかで安全なまちに

大気汚染や河川などの水質汚濁のほか、市街地や住宅地における近隣騒音や悪臭などの都市型・生活型公害は、都市化が進む中で顕在化している課題です。

なかでも、自動車騒音など幹線道路周辺の生活環境については、本市のみならず、広域での対応を必要とする重要な問題となっています。これらの公害問題の解決と防止に取り組み、公害のない清らかなまちを目指すとともに、ごみなどが散乱していない清潔で美しいまちなみの形成を目指します。

方針2-1 公害のないまち

大気・水質・騒音等に係る環境基準を達成し、市民が健康に生活できるような取組を展開します。

また、悪臭や地盤沈下、土壌汚染・地下水汚染のほか、ダイオキシン類や放射線などの情報収集や指導により、公害の発生を防止し、市民の健康が将来にわたって保障されるよう努めます。

施策<7> 大気汚染の防止

大気汚染の原因となる揮発性有機化合物（VOC）や浮遊粒子状物質の発生を抑制するため、市内の大気の状態を継続して把握するとともに、市民・事業者への意識啓発に努めます。

| 環境指標 | 光化学スモッグ注意報の発令回数 [回] | 基準値 | 9 | → | |
|--|---------------------|--------|--------|--------|--------|
| 大気汚染の原因物質の発生抑制により、光化学スモッグの発生を減らすことで、大気汚染による健康被害の低減を図ります。 | | | | | |
| 年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 実績値 | 1 | 6 | 6 | 7 | - |

《主な取組》

| | |
|------|--|
| 取組 | 市内の大気環境を把握するため、市内の観測所で定期的に大気の観測を行うほか、迅速な情報収集や効果的な対策のため県との連携を強化します。（生活環境課） |
| 活動内容 | 浅間台大公園にある埼玉県の測定局でPM2.5や光化学オキシダント等の大気汚染物質の常時監視を行った。光化学スモッグ注意報・警報発令時における防災無線放送及びメール配信を遅滞なく実施した。広報活動の成果により、年度目標値を達成できる結果となった。 |

| | |
|------|--|
| 取組 | 工場・事業場等による大気汚染を防止するため、ばい煙発生施設やボイラー等を設置している事業者に対し、定期的な立入検査とともに、必要な指導を行います。（生活環境課） |
| 活動内容 | 「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、ばい煙発生施設設置事業所の立入調査を実施し、適切な運転のための指導を行った。また、立入調査時、リーフレットを配布して周知及び意識啓発を図った。 |

| | |
|------|--|
| 取組 | 自動車からのCO ₂ やその他の排出ガスを抑制するため、市民や事業者エコドライブやアイドリングストップの実践を促します。（環境政策課・生活環境課） |
| 活動内容 | 20台以上収容可能又は面積500㎡以上の駐車場の設置者・管理者に対し「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、アイドリングストップを看板設置等により周知するよう指導することができた。 また、上尾駅自由通路において環境パネル展を実施した際、エコドライブ等の情報をまとめた「くらしレシピ」を配布し、市民に対してエコドライブの周知・啓発を図った。 |

| | |
|------|---|
| 取組 | 市内全体での自動車利用を減らし、CO ₂ やその他の排出ガスの抑制につながるよう、市内循環バスを中心とする公共交通機関の充実や利便性の向上を図ります。（交通防犯課） |
| 活動内容 | 市内循環バス「ぐるっとくん」について、平成28年2月に再編したルートに基く運行、バスロケーションシステムの活用により、利便性の向上に努めた結果、今年度は、目標値を上回る480,306人の利用があった。今後も市内循環バス及び各種サービスの周知・広報を実施し、利用者のさらなる増加を図る。利用者の増進のため、サービスの継続した周知、広報の必要がある。 |

《総合評価》

大気汚染防止のため、有害物質の常時監視については埼玉県と連携しながら監視を継続していく。また、市民へのエコドライブの周知・啓発を引き続き実施していく。

市内循環バス「ぐるっとくん」の利用者について、今年度は目標値を上回る利用があり、前年度比約2.6%増加（H30年度：468,262人）したことは評価できる。今後も自家用車による排出ガス抑制の観点からも、さらなる利便性向上・利用者数の増加を図っていく。

| | |
|---|----------------|
| 施策<8> | 水質汚濁の防止 |
| <p>市内の河川や地下水の水質汚濁の状況を継続して把握するとともに、市民・事業者への意識啓発を実施するなど、水質浄化対策を推進します。</p> | |

| | | | | | |
|---|--|------------|--------|--------|--------|
| 環境指標 | 水質汚濁防止法および埼玉県生活環境保全条例に基づく工場・事業場の排水基準の適合率 [%] | 基準値 | 82.3 | ↗ | |
| <p>工場・事業場への立入検査や指導により、排水基準に適合している工場等の割合を増加させることで、公共用水域の水質保全を図ります。</p> | | | | | |
| 年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 実績値 | 91.9 | 87.9 | 88.0 | 93.0 | - |

《主な取組》

| | |
|-------------|---|
| 取組 | <p>家庭の生活雑排水による環境負荷を低減するため、市民に生活排水に関する配慮事項を具体的に示し、周知します。（生活環境課）</p> |
| 活動内容 | <p>浄化槽維持管理（保守点検、清掃、法定点検）に関するチラシを下水道未整備区域へ回覧したことで、管理者の浄化槽維持管理に関する意識を向上させることができた。</p> |

| | |
|-------------|---|
| 取組 | <p>河川や地下水の水質状況を把握するため、定期的な水質調査を行い、汚染確認時には適切な指導と対策を実施します。（生活環境課）</p> |
| 活動内容 | <p>市内17地点の河川で実態調査を実施した。全体的に良好な結果を得ることができた。引き続き河川の水質の状況把握に努め、異常がある際には迅速に対応できるよう体制を整える。</p> |

| | |
|------|---|
| 取組 | 河川の水質浄化を行うため、流域の自治体と組織した連絡協議会に参加し、効果的な対策を広域的に取り組みます。（環境政策課・河川課・下水道施設課） |
| 活動内容 | 江川・綾瀬川・芝川の連絡協議会に参加した。年度計画通りに出席し、流域自治体と情報共有を図ることができた。平成31年度は、台風19号の影響により綾瀬川クリーン作戦を実施することが出来なかった。予備日を設けるなどして、実施できるよう体制を整える。 |

| | |
|------|--|
| 取組 | 工場・事業場等による水質汚濁を防止するため、定期的な立入検査とともに、必要な指導を行います。（生活環境課） |
| 活動内容 | 「水質汚濁防止法」や「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、事業所への立ち入り調査を実施し、超過項目のある場合には指導を行った。年度目標値については、天候の影響を受け、未達の結果となった。より綿密な計画を設定し、引き続き立ち入り調査を実施していく。 |

| | |
|------|---|
| 取組 | 河川等の公共用水域の水質保全のため、公共下水道の整備を計画的に進めます。（下水道施設課） |
| 活動内容 | 大谷本郷、堤崎地区において予定通り整備を行った。また、大谷第二、大谷第四の区画整理地内においては、区画整理事業の進捗に合わせて工事の調整を行った。計画通り、対象地域の整備を実施し、目標値を達成することができた。新たに下水道整備を進める地域については、周辺環境を熟知したうえで綿密な事前調査を行い、適切な下水道整備を進める。また、区画整理地内については、引き続き組合側と調整を行い、計画的に整備を進め、水質保全に努める。 |

《総合評価》

公共下水道全体計画区域外の污水处理施設である合併処理浄化槽の維持管理については、例年に引き続き周知啓発を行い、河川については定期監視および近隣自治体との情報共有を図っている。また、工場・事業場の排水についても監視・指導を行っていることから、関係法令に基づく排水基準の適合率に大きく寄与していると評価できる。

市内河川や地下水の水質を適切な状態に維持するために、今後も同様の取組みを継続していくことがなにより重要だと考える。

| | |
|---|-----------------|
| 施策<9> | 騒音・振動の防止 |
| <p>騒音・振動の被害を防止するため、市内の道路交通騒音・振動の状況を継続して把握するとともに、市民・事業者に対し、騒音・振動の発生抑制について啓発・指導を行います。</p> | |

| | | | | | |
|---|---------------------------------|------------|--------|--------|--------|
| 環境指標 | 道路騒音・振動にかかる要請限度の達成状況 [%] | 基準値 | 90 | ↗ | |
| <p>道路騒音・振動にかかる要請限度を超えず基準を達成している割合を向上させることで、騒音・振動の改善に努めます。</p> | | | | | |
| 年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 実績値 | 100 | 100 | 94.4 | 95.8 | - |

「主な取組」

| | |
|-------------|--|
| 取組 | 市内の道路環境の改善を図るため、騒音・振動測定により道路交通騒音や振動の状況を把握し、補修の必要がある場合には道路管理者に要請します。（生活環境課） |
| 活動内容 | 年間1回、市内3か所で道路環境における騒音・振動測定を実施し、要請限度を超えている箇所が1か所発生してしまった。 |

「総合評価」

| |
|--|
| <p>道路騒音・振動に係る住環境を適切に把握するため、市内3か所で測定を実施したところ、平成31年度は要請限度を超えている箇所が1か所発生する結果となった。道路環境の改善のため、引き続き測定・監視を行っていく。</p> <p>また、生活騒音振動及び事業所からの騒音振動防止を啓発するため、ポスターの窓口掲示及び広報あけおへの記事掲載をしたところ、騒音苦情件数も減少傾向にあることから、一定の効果があるといえ、評価できる。さらに効果的な手法で意識の啓発を行っていくことが求められる。</p> |
|--|

| | |
|---|-----------------|
| 施策 <10> | 放射線対策の実施 |
| <p>市内の空間放射線量や放射性物質を測定し、測定結果を公表するとともに、基準値を超える放射性物質が検出された場合は、除染等の適切な措置を実施します。</p> | |

| | | | | | |
|--|------------------------------------|------------|--------|--------|--------|
| 環境指標 | 公共施設の放射線量測定か所において基準値を超えている箇所数 [か所] | 基準値 | 0 | → | |
| <p>公共施設における空間放射線測定の定期的な実施により、基準値を超えているか所を0か所に維持することで、放射能による不安や健康被害を防ぎます。</p> | | | | | |
| 年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 実績値 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |

「主な取組」

| | |
|-------------|--|
| 取組 | 市内の学校・保育所・公園等の空間放射線や学校給食食材および農作物の放射性物質を測定し、結果を広く公表します。（生活環境課） |
| 活動内容 | 計画的に市内の学校・保育所・公園等の空間放射線及び学校給食・給食食材・農作物についての放射性物質の測定を実施し、すべての測定結果を上尾市ホームページに掲載した。 |

「総合評価」

| |
|--|
| <p>学校や保育所等の放射線測定器を配備した施設を除いて定期的に測定しており、全地点で基準値を超える事例はなかった。また、学校給食等の放射性物質の測定結果を上尾市ホームページで公表し、その結果を誰でもいつでも確認することが出来るようにしていることは評価できる。</p> |
|--|

| | | | | | |
|--|-----------|--|--|--|--|
| 施策<11> | その他の公害の防止 | | | | |
| <p>悪臭、地盤沈下、地下水・土壌汚染等の状況を継続して把握するとともに、市民・事業者に対し、公害防止に向けた啓発・指導を行います。</p> | | | | | |

| | | | | | | |
|---|----------------|--------|--------|------------|--------|---|
| 環境指標 | 悪臭にかかる苦情件数 [件] | | | 基準値 | 8 | → |
| <p>工場・事業場等からの悪臭について、状況を把握し、指導することにより、良好な生活環境の維持に努めます。</p> | | | | | | |
| 年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| 実績値 | 26 | 26 | 16 | 24 | - | |

| | | | | | | |
|---|-------------------------------|--------|--------|------------|--------|---|
| 環境指標 | ダイオキシン類等の環境基準の達成状況（大気） [%] | | | 基準値 | 100 | → |
| <p>ダイオキシン類について状況把握や排出抑制の指導により、環境基準の達成率を100%に維持することで、汚染による健康被害を防ぎます。</p> | | | | | | |
| 年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| 実績値 | 100 | 100 | 100 | 100 | - | |

| | | | | | | |
|---|---|--------|--------|------------|--------|---|
| 環境指標 | アスベスト対策が行われていない民間建築物の棟数 [棟] (500~1000㎡) (※1) | | | 基準値 | 16 | → |
| <p>アスベストの使用状況把握と分析調査への補助により、アスベスト対策が行われていない民間建築物の棟数を減らすことで、健康被害を防ぎます。</p> | | | | | | |
| 年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| 実績値 | 15 (※2) | 0 | 0 | 0 | - | |

※1『アスベスト対策が行われていない民間建築物の棟数』について、対象の情報を追記（H31.3.29）

※2『アスベスト対策が行われていない民間建築物の棟数 [棟]』の平成28年度実績値を修正（H30.7.11）

《主な取組》

| | |
|------|---|
| 取組 | 市内の工場・事業場等からの悪臭を防止するため、発生状況を把握し、発生源への指導を実施します。（生活環境課） |
| 活動内容 | 市民からの悪臭に伴う苦情が発生した際に、発生源調査を行い、悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき指導した。発生源調査を行ったものについては、すべて解決することができた。 |

| | |
|------|--|
| 取組 | 市内のダイオキシン類の汚染実態を把握するため、大気および河川のダイオキシン類の調査を実施します。（生活環境課） |
| 活動内容 | 市内4か所において、大気中及び河川水中のダイオキシン類測定調査を定期的に行い、環境基準を達成していることを確認している。 |

| | |
|------|---|
| 取組 | アスベストによる健康被害を防止するため、アスベストを使用している民間建築物の把握と、所有者に対するアスベスト分析調査のための補助を実施します。（建築安全課） |
| 活動内容 | 補助の実績はないが、アスベスト対策が行われていない可能性のある民間建築物を対象に、吹付材の使用状況及びアスベスト分析調査について説明し、併せて国の補助金制度について案内している。 |

《総合評価》

| |
|---|
| <p>生活環境をより良いものにするため、悪臭の問い合わせの迅速な対応、ダイオキシン類の定期的な調査を行っている。その中で、悪臭の発生源調査について、すべて解決できたことは評価できる。引き続き、公害のないまちを目指すため、対応を続ける。</p> <p>また、アスベスト対策が行われていない可能性のある民間建築物については、1,000㎡以上の台帳について再精査を行い、未対応のアスベストがないことを確認している。新たに300㎡～500㎡の台帳を作成し、管理に努めている。</p> |
|---|

方針 2 - 2 美しいまち

市民一人ひとりが環境美化の意識を高め、まち全体が清潔で良好な生活環境を維持できるような取組を展開します。また、周辺環境と調和のとれた美しいまちなみの形成に向け、景観保全・整備に努めます。

施策<12> 環境美化の推進

ごみの散乱や不法投棄を防止するため、環境美化に対するモラルを向上し、美しいまちづくりを進めます。

| 環境指標 | クリーン上尾運動(※)のごみ回収量 [t] | 基準値 | 25 | → | |
|--|-----------------------|--------|--------|--------|--------|
| 環境美化に対するモラルの向上により、ごみの不法投棄やポイ捨て等を減らすことで、ごみのない美しいまちを目指します。 | | | | | |
| 年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 実績値 | 16 | 21 | 18 | 17 | - |

《主な取組》

| | |
|-------------|---|
| 取組 | ごみの散乱を防止するため、ごみの分別方法や収集日、リサイクル品の回収日の周知、ごみ散乱防止ネットの設置を指導します。(西貝塚環境センター) |
| 活動内容 | ごみ収集カレンダー及び家庭ごみの出し方(分別)を市内全域に配布し、周知を図った。また、カラスなどによる被害を避けるため、ごみ散乱防止ネットを無償配布(136件251枚)することで、ごみ集積所の環境の良好化に貢献できた。 |
| 取組 | 資源物の持ち去り行為を防止するため、監視パトロールを強化します。(西貝塚環境センター) |
| 活動内容 | 資源物の持ち去り防止のため、紙類・古布の収集日に合わせて月に1回(各地区の資源物回収日)に監視パトロールを実施した。監視パトロール中に持ち去りしている車両は確認されなかったことから、継続したパトロールにより、資源物の持ち去り防止に貢献できた。 |

(※)【クリーン上尾運動】…市内に散乱するごみ・空き缶を回収するとともに、清掃活動やリサイクル活動をとおして市民の環境意識の高揚を図るため、関東統一美化キャンペーン実施日(5月30日=ごみゼロの日)を中心に、地区(上尾・平方・原市・大石・上平・大谷・原市団地・尾山台団地・西上尾第一団地・西上尾第二団地)ごとに実施される美化活動。

| | | |
|------|---|--|
| 取組 | ごみの適正処理とまちの環境を保全するため、道路・河川などの不法投棄ごみの撤去を行います。（道路課・河川課） | |
| 活動内容 | 市が管理している道路及び河川について、定期的にパトロールを実施した。また、市民からの通報により、不法投棄のごみを約14件撤去した。 | |

| | | |
|------|---|--|
| 取組 | 路上へのたばこの吸殻の散乱を防止するため、「路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、指定された区域内での路上喫煙を禁止します。（生活環境課） | |
| 活動内容 | JR上尾駅東口の指定喫煙所にパーテーションを設置し、煙の広がりを抑えることで受動喫煙の防止を図った。今後も路上喫煙防止について、広報あげおへの掲載を活用しつつ、周知啓発を図っていく。 | |

| | | |
|------|---|--|
| 取組 | まちの環境美化を推進し、快適な生活環境を保持するため、空き缶等のポイ捨てやペットの排泄物の放置を防止します。（生活環境課） | |
| 活動内容 | 空き缶のポイ捨てについては、広報等を通して市民に広く周知を図った。また、野良猫については、市内の獣医師の協力のもと「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術支援事業」を継続して実施することで、野良猫をこれ以上増やさないように増加抑制を図った。 | |

《総合評価》

ごみ散乱防止ネットの配布、各課によるパトロール、「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術支援事業」などを継続して実施することで、市内の環境美化に貢献していると評価できる。

継続的な環境美化が期待されることから、環境美化に対するモラルの向上・醸成を図るため、今後も啓発に取り組んでいく必要がある。

| | |
|---|-----------------|
| 施策<13> | 景観の保全・整備 |
| <p>良好なまちの景観を形成するため、農地の保全や周囲と調和のとれた建物への誘導を図るとともに、景観を阻害するような違法看板などを撤去します。</p> | |

| | | | | | |
|---|---------------------------|------------|--------|--------|--------|
| 環境指標 | 街づくり協議会活動を通じ策定した地区計画数 [-] | 基準値 | 3 | → | |
| <p>建築物等の色彩を周囲の環境と調和をとるよう記した地区計画数を増加することで、景観に配慮したまちづくりにつながります。</p> | | | | | |
| 年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 実績値 | 3 | 4 | 6 | 6 | - |

| | | | | | |
|--|--------------------|------------|--------|--------|--------|
| 環境指標 | 違反屋外広告物看板の撤去枚数 [枚] | 基準値 | 9,909 | → | |
| <p>条例に違反した景観を阻害する屋外広告物の除去対策を進めることで、良好なまちの景観づくりに努めます。</p> | | | | | |
| 年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 実績値 | 10,080 | 9,591 | 8,829 | 9,463 | - |

《主な取組》

| | |
|-------------|---|
| 取組 | <p>まちの景観の改善や防災対策のため、優先地域の選定を行い、電線類の地中化について、国や県、電力会社へ要請します。（道路課）</p> |
| 活動内容 | <p>西宮下中妻線の上尾西口第3駐車場から主要地方道川越上尾線までの間で、電線共同溝敷設箇所の用地買収を行った。電線共同溝敷設工事は未完了。翌年度以降に着手予定。</p> |

| | |
|------|---|
| 取組 | 良好なまちの景観を形成するため、一定規模を超える建築物や工作物の建築等が行われる際は、色彩や形状などを地域の環境と調和のとれたものとするよう指導します。 (都市計画課) |
| 活動内容 | 「景観法」に基づき、届出審査時に周辺との調和のとれた設計となるよう、14件の協議・助言を行った。今後も引き続き、適切な審査・指導を行っていく。 |

| | |
|------|--|
| 取組 | まちの景観維持のため、「埼玉県屋外広告物条例」に違反した景観を阻害するはり紙や捨て看板等の除去対策を進めます。(道路課) |
| 活動内容 | 「埼玉県屋外広告物条例」に違反する屋外広告物を撤去するため、年度計画どおり35回の違法看板パトロールを行った。今後も引き続き、まちの景観維持のためパトロールを実施していく。 |

| | |
|------|--|
| 取組 | 建築物等の色彩を周囲の環境と調和のとれたものにするため、街づくり推進条例を活用した住民主体のまちづくり活動の支援を通じて、地区計画を策定します。(都市計画課) |
| 活動内容 | 上尾富士見団地及び地頭方地区において街づくり協議会活動を支援し、建築物を新築等する際には周囲と調和した色彩を使用を求める地区計画の素案を取りまとめた。街づくり協議会が作成した地区計画素案を正式な市の都市計画(地区計画)とするべく、都市計画法で定められた手続きを行い、地区計画策定を目指す。 |

《総合評価》

「景観法」に基づく適切な審査・指導および「埼玉県屋外広告物条例」に違反する屋外広告物の撤去のためのパトロールを継続して行うことで、地域環境の調和を図っている点は評価できる。

また、今後は、上尾富士見団地及び地頭方地区の2地区が地区計画策定を予定しており、次年度以降も新規地区の協議会設立の支援を行っていく見込みであることから、良好なまちの景観形成に向け、着実に事業を実施できている点は高く評価できる。